

ドローンの国家資格を取得するメリット

- ・国家資格となったことで、民間資格以上に周りからの信頼が得られる
- ・レベル4飛行(有人地帯上空での特定飛行)を行う場合には、一等無人航空機操縦士の取得が必要
- ・今まで許可承認が必要であった一部の飛行形態について、機体認証と合わせるにより不要となる

ドローン飛行の許可承認制度

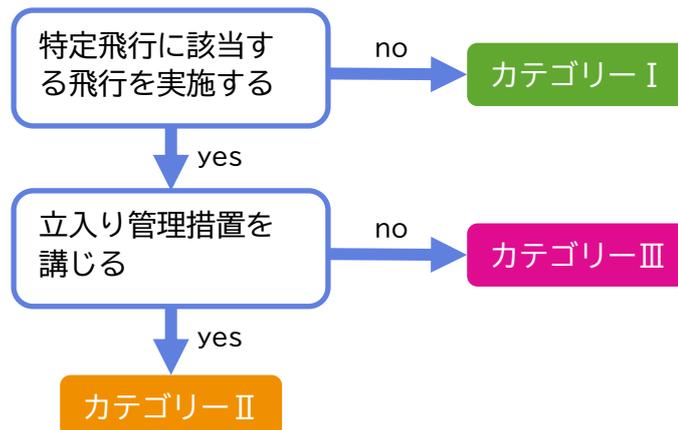
ドローンの飛行はリスクに応じて分類されており、リスクの高いものからカテゴリⅢ、Ⅱ、Ⅰに分類されます。

カテゴリⅠ 特定飛行に該当しない飛行。

カテゴリⅡ 特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じたうえで行う飛行(第三者の上空を飛行しない)

カテゴリⅢ 特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じないで行う飛行(第三者の上空で特定飛行を行う)

飛行カテゴリ決定フロー



特定飛行に該当する空域及び飛行方法は

・飛行させる空域

空港等の周辺

150m以上の上空

人口集中地区の上空

緊急用務空域

・飛行の方法

夜間での飛行

目視外での飛行

人又は物件との距離を確保できない飛行

催し場所上空での飛行

危険物の輸送

物件の投下

該当するカテゴリーに応じて手続きの要否が異なり、適切な手続きをせず飛行させた場合、懲役又は罰金に科せられます。

カテゴリーⅠ

飛行許可・承認申請は不要です。

カテゴリーⅡ

最大離陸重量25kg以上のドローンを飛行させる場合や、下記の特定期間を行う場合は必ず許可承認手続きが必要。
空港等周辺
150m以上の上空
催し場所上空での飛行
危険物の輸送
物件の投下

上記以外の特定期間(人口集中地区の上空、夜間での飛行、目視外での飛行、人又は物件との距離を確保できない飛行)についても、基本的に飛行許可・承認手続きが必要ですが、

無人航空機操縦士免許を取得した操縦者が、機体認証を受けたドローンを、定められた措置を講じて飛行させる場合には、許可・承認を不要とすることができます。

カテゴリーⅢ

一等無人航空機操縦士免許を取得した操縦者が、第一種機体認証を受けた無人航空機を使用する場合のみ可能です。

飛行の形態に応じたリスク評価結果に基づく飛行マニュアルの作成を含め、運航の管理が適切に行われていることを確認した上での許可・承認手続きが必要となります。

詳細は国土交通省のホームページでご確認ください。

[航空安全:無人航空機の飛行許可・承認手続 - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](https://mlit.go.jp)